

東大阪市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱一部抜粋（改正後単価）

（補助の対象となる者及び事業）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市内で別表1から別表10まで（以下、総称して「別表」という。）の各第1欄に定める事業を行う法人とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる整備事業とし、補助対象経費及び補助対象外経費については次項の定めるところによる。

ただし、市長が第8条に規定する交付決定を行う前に着手された事業は補助金の対象としない。

- （1） 既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- （2） 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修及び水害対策を強化するための改修等の防災補強改修並びに利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業（耐震化整備、大規模修繕等及び非常用自家発電設備整備）
- （3） 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- （4） 高齢者施設等の給水設備整備事業
- （5） 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化する事業
- （6） 削除
- （7） 高齢者施設等の水害対策強化事業
- （8） 高齢者施設等の換気設備整備事業
- （9） 利用者等の安全性確保等の観点から社会福祉連携推進法人等による老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業
- （10） 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

3 補助金の対象となる経費は前項の各号に掲げる整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）とする。

ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費

等を含む。

また、次に掲げる経費については補助の対象外とする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない経費

別表 1 (第 4 条第 2 項第 1 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア ケアハウス イ 有料老人ホーム・小規模有料老人ホーム ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち市長が特に必要と認めた施設 (通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所)	消火ポンプユニット等を設置しない場合の補助上限： 10,460 円 / m ² 補助下限：なし	対象施設 ごと 1 m ² あたり	10 / 10
エ 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	消火ポンプユニット等を設置する場合の補助上限： 10,460 円 / m ² と 2,630 千円 補助下限：なし	対象施設 ごと	
※ 1,000 m ² 未満の施設に限る	300 m ² 未満の施設で自動火災報知設備を整備する場合の補助上限： 1,170 千円 補助下限：なし	施設数	
	500 m ² 未満の施設で消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合の補助上限： 351 千円 補助下限：なし	施設数	

別表 2 (第 4 条第 2 項第 2 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 地域密着型特別養護老人ホーム	補助上限：16,600 千円 補助下限：総事業費 800 千円(非常用自家発電設備整備を除く)	施設数	10 / 10
イ 認知症高齢者グループホーム・ 認知症対応型通所介護 ウ 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 エ 地域密着型施設等のうち市長が特に 必要と認めた施設等 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・介護予防拠点・地域包括支援センター)	補助上限：8,330 千円 補助下限：総事業費 800 千円(非常用自家発電設備整備を除く)	施設数	10 / 10

別表 3 (第 4 条第 2 項第 3 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 養護老人ホーム	補助下限：総事業費 5,000 千円 (燃料タンクを除く)		(国： 1 / 2 市： 1 / 4)
※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る			

別表 4 (第 4 条第 2 項第 4 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム イ ケアハウス ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 養護老人ホーム	補助上限：なし 補助下限：総事業費 5,000 千円	施設数	3 / 4 (国： 1 / 2 市： 1 / 4)
カ 地域密着型特別養護老人ホーム キ 認知症高齢者グループホーム・ 認知症対応型通所介護 ク 小規模多機能型居宅介護事業所・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 地域密着型施設等のうち市長が特に 必要と認めた施設等(定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業所・介護予 防拠点・地域包括支援センター)	補助上限：なし 補助下限：なし		

別表 5 (第 4 条第 2 項第 5 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス	補助下限：なし		(国：
ウ 介護老人保健施設			1 / 2
エ 介護医療院			市：
オ 養護老人ホーム			1 / 4)
カ 有料老人ホーム			
キ 通所介護事業所			
ク 認知症対応型通所介護事業所			
ケ 老人短期入所施設			
コ 認知症高齢者グループホーム			
サ 小規模多機能型居宅介護事業所			
シ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
ス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
事業所			
セ 介護予防拠点			
ソ 地域包括支援センター			
※ 定員、規模及び地域密着型かどうか に関わらない			

別表 6 (第 4 条第 2 項第 6 号に定める事業)

削除

別表 7 (第 4 条第 2 項第 7 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：なし	施設数	3 / 4
イ ケアハウス	補助下限：総事業費 800 千円		(国：
ウ 介護老人保健施設			1 / 2
エ 介護医療院			市：
オ 養護老人ホーム			1 / 4)
※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る			

別表 8 (第 4 条第 2 項第 8 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
ア 特別養護老人ホーム	補助上限：整備を行う居室の床	施設数	10 / 10
イ ケアハウス	面積 × 4,310 円 / m ²		
ウ 介護老人保健施設	補助下限：なし		
エ 介護医療院			
オ 養護老人ホーム			
カ 有料老人ホーム			
キ 老人短期入所施設			
ク 認知症高齢者グループホーム			
ケ 小規模多機能型居宅介護事業所			
コ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
※ 定員、規模及び地域密着型かどうかに関わらない			

別表 9 (第 4 条第 2 項第 9 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
<p>ア 特別養護老人ホーム</p> <p>イ ケアハウス</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p>エ 介護医療院</p> <p>オ 養護老人ホーム</p> <p>※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る</p> <p>※ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人の社員又は令和 4 年 4 月以降に吸収合併若しくは新設合併を行った者が設置又は所有するものに限る</p>	<p>補助上限：66,400 千円</p> <p>補助下限：総事業費 800 千円</p>	<p>施設数</p>	<p>3 / 4</p> <p>(国：</p> <p>1 / 2</p> <p>市：</p> <p>1 / 4)</p>

別表 10 (第 4 条第 2 項第 10 号に定める事業)

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率
<p>ア 特別養護老人ホーム</p> <p>イ ケアハウス</p> <p>ウ 介護老人保健施設</p> <p>エ 介護医療院</p> <p>オ 養護老人ホーム</p> <p>※ 定員 30 人以上の大規模施設に限る</p> <p>※ 以下に掲げる事業を実施するものに限る</p> <p>a 第 4 条第 2 項第 2 号に定める事業</p> <p>b 第 4 条第 2 項第 3 号に定める事業</p> <p>c 第 4 条第 2 項第 5 号に定める事業</p> <p>d 第 4 条第 2 項第 7 号に定める事業</p>	<p>補助上限：31,600 千円</p> <p>補助下限：なし</p>	<p>施設数</p>	<p>2 / 3</p> <p>(国：</p> <p>1 / 3</p> <p>市：</p> <p>1 / 3)</p>